

## 改元・10連休に係る対応について

本年5月1日の新天皇御即位にともない改元がおこなわれ、**4月27日(土)から5月6日(月)は10連休**となります。これに伴い当組合では、お客様に極力ご不便をおかけすることのないよう準備を進めておりますが、一部の業務についてやむをえずお客様にお手数をおかけする場合がございます。

つきましては、当組合の取扱いについて下記のとおりご案内させていただきますので、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 記

#### ○お振込みはお早めにお手続きください

連休前後は窓口の混雑が予測されます。お振込みは連休前にお早めにお手続きください。

#### ○税金・公共料金等のお支払いは納付期限にご注意ください

税金や公共料金等には納付期限があります。連休前にお早めにお手続きください。

#### ○各種郵便物について

お客様からの郵便によるお手続きや、当組合から通知物などの到着が遅れる場合がございます。

#### ○改元に関わるQ&A

Q 1	「平成」が記載されている帳票・書類等や手形・小切手はそのまま使用できますか？	
A 1	改元後も「平成」表記の帳票・書類等や手形・小切手はそのままご使用いただくことができます。お手数ですが、以下の手順で訂正のうえご使用ください。 <u>訂正印は不要です。</u> 【例】令和1年5月7日を記入する場合 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td>令和 平成1年5月7日</td></tr></table>	令和 平成1年5月7日
令和 平成1年5月7日		

Q 2	新元号の帳票・書類等や手形・小切手は改定後、すぐに使用できますか？
A 2	新元号の帳票・書類等や手形・小切手をご用意するまで一定のお時間をいただきます。ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

Q 3	「平成」が記載されている本人確認書類等はそのまま使用できますか？
A 3	改元後も「平成」表記の本人確認書類等はそのままご使用いただくことができます。官公署発行の証明書等に「平成」が残る場合でも有効な証明書としてご使用ください。

Q 4	インターネットバンキングは利用できますか？
A 4	10連休中は、当日扱いの振込・振替を行うことはできません。ただし、予約振込・振替や残高照会および入出金明細照会をご利用いただけます。

#### ○10連休中にキャッシュカードを紛失または盗難にあった場合

「自動機集中監視センター 047-498-0151」にご連絡ください。

詳しくは最寄りの店舗にお問合せください。

以上